

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時15分)

日程第5「議案第24号平成28年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第24号平成28年度松田町上水道事業会計予算。

(総則) 第1条、平成28年度松田町上水道事業会計予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1) 給水戸数4,271戸。(2) 年間総給水量116万3,000立方メートル。(3) 1日平均給水量3,186立方メートル。(4) 主要な建設改良事業、中河原水源電気設備改修工事6,500万円。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益1億4,217万9,000円、第1項営業収益1億1,506万円、第2項営業外収益2,711万9,000円。支出、第2款水道事業費用1億4,217万9,000円、第1項営業費用1億1,690万9,000円、第2項営業外費用953万9,000円、第3項特別損失1万円、第4項予備費1,572万1,000円。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,761万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補正するものとする。) 収入、第3款資本的収入7,660万円、第1項企業債7,600万円、第2項負担金60万円。支出、第4款資本的支出1億3,421万9,000円、第1項建設改良費1億2,392万円、第2項企業債償還金1,029万9,000円。

次のページをおめくりください。(継続費) 第5条、継続費の経費の総額及び年割額は次のとおりと定める。事業名、中河原水源電気設備改修事業。総額1億1,316万円。年度、年割額、平成28年度6,792万円、平成29年度4,524万円。

(企業債) 第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。起債の目的、上水道事業債。限度額7,600万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率年5%以内(ただし、利率見直し方式で

借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法、政府その他金融機関の資金についてはその金融条件による。ただし、据え置き期間及び償還期限の短縮もしくは繰り入れ償還または低利に借りかえることができる。

(一時借入金) 第7条、一時借入金の限度額は2,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費2,959万9,000円。

(棚卸資産の購入限度額) 第9条、棚卸資産の購入限度額は510万7,000円と定める。

平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、細部説明をいたします。270、271ページをお願いいたします。平成28年度松田町上水道事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出は、一般的に3条予算と言われるものでございます。収入でございます。款1、水道事業収益は予定額1億4,217万9,000円です。項1、営業収益は1億1,506万円。内訳としましては、目1、給水収益の水道使用料としまして1億878万6,000円を計上しております。目3、その他の営業収益は627万4,000円を計上しております。給水装置の開始、中止の手数料、他会計負担金としまして下水道使用料徴収事務負担金等を計上しております。

項2、営業外収益は2,711万9,000円です。内訳としまして、目1、受取利息及び配当金で、預金利息として6万2,000円、目2、雑収益で寄簡易水道事業特別会計からの事務委託分の繰入金や加入負担金など1,295万7,000円を計上しております。目3、長期前受金戻入1,410万円は、平成26年度の地方公営企業会計制度の見直しにより、国庫補助金に対するみなし償却制度が廃止されたことに伴い、当年度分減価償却見合分を順次収益化するための会計処理上必要な科目で、現金の動きがない収益になります。

続きまして、右のページをお願いいたします。支出です。款2、水道事業費

用、予定額 1 億4,217万9,000円。項 1、営業費用は 1 億1,690万9,000円でございます。内訳としまして、原水浄水配水及び給水費は、施設管理費用として3,280万2,000円、目 3、総係費は一般管理関係の費用として3,206万3,000円を計上してございます。目 4、減価償却費5,103万2,000円と目 5、資産減耗費101万2,000円は、実際の支出は伴わず資本的支出のための留保資金となるものでございます。

次に、項 2、営業外費用です。予定額953万9,000円。内訳としまして、目 1、支払利息362万円で企業債利息などです。目 2、消費税及び地方消費税は523万6,000円、目 3、雑支出は不納欠損としまして68万3,000円でございます。

次に、項 3、特別損失は新たに設けた項目でございます。過去の年度の損益を修正する際に、修正する必要がある場合に、当該年度の損益計算に帰属させることができないため、これを特別損失として処理するものでございます。例えば、3月31日を挟んで還付金等が生じた場合を想定しております。

続いて、項 4、予備費は1,572万1,000円としております。このうち、歳入の長期前受金戻入相当分1,410万円は使用できない予算でございます。

次のページの資本的収入及び支出の 4 条予算については、3 条予算の詳細とともに実施計画の内訳で説明させていただきます。

それでは、282、283をお願いいたします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出を説明いたします。それでは収入でございます。款 1、水道事業収益、項 1、営業収益、目 1、給水収益です。節 1、水道使用料は 1 億878万6,000円で、前年度比168万8,000円、1.5%の減額としております。内訳につきましては附記に記載のとおりでございます。目 3、その他の営業収益は627万4,000円で、前年度比 8 万2,000円の増となっております。理由としましては、給水装置の開始、中止手数料の取り扱い件数を実績平均により積算したものです。そのほか、節 4、他会計負担金で、下水道使用料徴収事務負担金や消火栓196基の維持管理負担金としまして計583万円を計上してございます。

次に、項 2、営業外収益です。目 1、受取利息及び配当金は預金利息として 6 万2,000円を計上しております。目 2、雑収益です。本年度1,295万7,000円で、前年度比73万5,000円を増としております。節14、その他雑収益として寄

簡易水道事業特別会計繰入金129万2,000円、加入負担金1,166万4,000円、計1,295万6,000円を計上いたしております。目3、長期前受金戻入です。先ほども説明いたしました会計処理上必要な経費で、現金の動きがない収益でございます。

したがって、収入合計額は1億4,217万9,000円となり、前年度比87万2,000円の減収となっております。

続いて次のページをお願いいたします。支出です。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費です。本年度3,280万2,000円で、前年度比60万8,000円の増額です。増額の主な理由としましては、節15、委託料で量水器交換の数量の増加などによるものです。主な支出としましては、附記中段の節15、委託料では、前年同様の委託業務費を計上しており、計791万9,000円を、節19、修繕費で漏水修理などの費用と車両2台の車検、修繕としまして145万6,000円を、節25、動力費では、宮下水源・中河原水源のポンプ等の電気料といたしまして2,103万6,000円を計上してございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。目3、総係費です。この目は一般管理的経費で、本年度予定額3,206万3,000円で、前年度対比521万2,000円の減額でございます。この主な理由としまして、28年度、試験的に給水開始などの軽微な受け付け、水道使用料の算出、請求、消し込みや滞納整理の準備など、臨時職員で対応し、その分の正職員1名分減の3名の体制でやる予定で予算を組んでおります。そのため、職員給与費の減、マイナス865万7,000円、賃金等の増203万円となったものでございます。そのほか主なものとして、節15、委託料で日本水道協会の事業である経営診断をし、健全な経営の検討をする予定でございます。

節17、賃借料は、27年度に更新した水道料金システムが12カ月分となったため237万1,000円の増額となっております。

次ページをお願いいたします。節51、賞与引当金繰入額の概略を説明いたします。来年の平成29年6月に支給される賞与には、28年度の12月から3月までの期間が含まれるため、これを費用として計上しているものでございます。続いて、節57、貸倒引当金繰入額ですが、不納欠損に充当するための費用で、

前々年度未収金残高に過去3年間の不納欠損の未収金残高に対する割合を乗じて計上しております。

目4、減価償却費及び目5、資産減耗費については、実際の支出が伴いませんので説明は省かせていただきます。

続きまして、項2、営業外費用です。目1、支払利息です。節38、企業債利息で、平成4年からの配水管布設替えなどの事業に対する企業債利息362万円を計上しております。目2、消費税及び地方消費税です。本年度523万6,000円で、前年度比74万9,000円の増額となっております。

次ページをお願いいたします。特別損失は先ほど御説明したとおりでございます。

項4、予備費です。目1、予備費1,572万1,000円の計上です。先ほど御説明したとおり、差し引き162万1,000円が実際に充当できる金額となります。

次のページ、292、293ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。こちらが4条予算関係になります。款3、資本的収入、項1、目1ともに企業債で、本年度予定額7,600万円でございます。支出で説明する工事請負費9,500万円の80%を企業債で対応するものでございます。

項2、負担金、目1、工事負担金で、本年度予定額60万円です。節9、工事負担金として、下水道工事により水道管が支障となる場合を想定して、配水管布設替え工事の負担金を下水道事業会計より20万円、また県道711号、新松田駅への下り道になりますが、ここの歩道整備工事に伴う配水管布設工事の補償費として県より40万円の収入を計上してございます。

次のページ、294、295ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出でございます。款4、資本的支出、項・目ともに建設改良費です。本年度1億1,886万3,000円で、前年度比8,808万4,000円の増額でございます。増額の理由といたしまして、昨年まで嘱託員報酬で計上していたものを正規職員の人件費にしたこと。節15、委託料で26年度から実施しております漏水調査委託料に加えて、宮下水源の設備改修の設計業務、中河原水源電気設備改修工事に伴う管理業務等を計上しております。節21、工事請負費の増によるものです。後ほど御説明いたします。主なものといたしまして、節2、給料から節5、退職給

与金までは、26から27年度に適正な水道施設管理の維持を目的として、水道事業に精通した人材を臨時職員として採用していましたが、今年度は正規職員の人件費を計上したところでございます。また、節6、賃金には、水道施設管理及び設計技術指導の賃金を計上させていただいております。先ほど説明した節15、委託料では、無収水の一因である漏水を早期発見することを目的とした漏水調査委託を引き続き実施いたします。また、平成29年4月に予定されている消費税率10%に対応するためのシステム改修を計上してございます。続いて、節21工事請負費です。県で施工しております県道711号の歩道整備工事に合わせて老朽化した配水管の布設替え工事のほか、平成10年に更新した宮下水源の更新工事2件、日常点検で発見された河南沢配水池の漏水補修工事を単年度で、27年度設計委託をお認めいただいた昭和58年更新以来使用しております中河原水源電気設備改修工事を2カ年継続で実施する予定で、初年度分を計上し、計9,500万円を計上いたしました。

次に、目2、固定資産購入費です。本年度505万7,000円で、前年度比102万1,000円の増となります。

次ページをお願いいたします。節28、材料費で量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換しております。量水器の新年度837器分を計上しております。

続きまして、項・目とも企業債償還金で1,029万9,000円でございます。節14、元金償還金で、平成4年度からの事業16件分の元金償還金を計上してございます。

説明は以上でございます。中段、財務諸表並びに次ページ以降に職員の給与費の明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、投資的事業の概要、平成28年度企業債明細書が添付されておりますので、後ほど御高覧ください。以上でございます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 水道に関してですけれども、今桜まつりが行われている中において、私が知る限り2回ほど水が出ないという苦情が入ってきてたんですけれども、あの山に水を送るシステムというとはよくわからないんですけれども、その辺がこの新

しい予算で何か増量するとか、そういうものがのっかってるものなんですか。

環境上下水道課長 西平畑公園につきましては、何ていうんでしょう、下のところまでが給水区域で給水をしてございます。それを一旦西平畑公園のほうの施設でポンプアップをしてあそこの公園のところに行ってまいりますので、私どもの施設としては、その上に上げるポンプの部分は含まれておりませんので、水道会計で予算化することはございません。

参事兼観光経済課長 今回2回ほどあったということは、私どもの公園管理という面で承知しております。理由なんですけれども、トイレを利用する方が非常に多かったという件で、臨時的にあそこは今回管を通しまして給排水したわけなんですけれども、それが細かったのではなかろうかと。予定していたよりトイレは使う、それで各店舗もそうなんですけれども、お客様が大分来ておりましたので、一時的に大分使用量がふえてしまったと、その原因というふうに考えております。次年度からは、ですからそういうことを加味しました仮設の給排水をとりたいと考えております。

10番 齋藤 おもてなし宣言をしている当町としては、トイレ使って水が出ないという嫌な思いで帰ってしまうのかなというイメージを与えかねないですので、その辺は、マックス33万人来た経験があるところだと思います、あのお祭りは。今は多分13から15の間だと思うんですけれども、半分以下なんですよ。今後もまたその33万人に戻るのかどうかわかりませんが、継続的にこのイベントをやっていく上では、もう少し何らかの方法を考えていかれたほうがいいのかと思います。その辺、今後よく考えながら進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第24号平成28年度松田町上水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。